

令和6年守山市議会3月定例会月会議提出議案

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	1 件
認定案件	— 件	諮問案件	1 件
予算案件	16 件	推薦案件	— 件
条例案件	13 件	提出案件計	31 件
人事案件	— 件	(報告案件)	— 件

提出日 令和6年2月22日

2 議案概要

【議第1号】 令和5年度守山市一般会計補正予算(第11号)(初日議決)

歳入歳出補正額 280,300千円(補正後の額 37,443,729千円)

【議第2号】 令和6年度守山市一般会計予算

歳入歳出予算額 35,500,000千円

【議第3号】 令和6年度守山市国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算額 6,912,000千円

【議第4号】 令和6年度守山市水道事業会計予算

収益的収入額 1,528,609千円

収益的支出額 1,525,645千円

資本的収入額 311,770千円

資本的支出額 711,738千円

【議第5号】 令和6年度守山市土地取得特別会計予算

歳入歳出予算額 249,100千円

【議第6号】 令和6年度守山市下水道事業会計予算

収益的収入額 2,381,849千円

収益的支出額 2,361,573千円

資本的収入額 754,070千円

資本的支出額 1,722,108千円

【議第7号】 令和6年度守山市病院事業会計予算

収益的収入額	260,565千円
収益的支出額	140,403千円
資本的収入額	165,036千円
資本的支出額	223,757千円

【議第8号】 令和6年度守山市育英奨学事業特別会計予算

歳入歳出予算額	20,300千円
---------	----------

【議第9号】 令和6年度守山市介護保険特別会計予算

歳入歳出予算額	
<保険事業勘定>	6,105,000千円
<サービス事業勘定>	36,300千円

【議第10号】 令和6年度守山市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算額	1,203,000千円
---------	-------------

【議第11号】 令和5年度守山市一般会計補正予算（第12号）

歳入歳出補正額	△215,519千円（補正後の額 37,228,210千円）
---------	--------------------------------

【議第12号】 令和5年度守山市水道事業会計補正予算（第3号）

収益的収入額	1,900千円（補正後の額 1,573,619千円）
資本的収入額	224,250千円（補正後の額 680,170千円）
資本的支出額	305,056千円（補正後の額 1,232,732千円）

【議第13号】 令和5年度守山市土地取得特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額	12,254千円（補正後の額 236,954千円）
---------	---------------------------

【議第14号】 令和5年度守山市下水道事業会計補正予算（第3号）

収益的収入額	△35,872千円（補正後の額 2,386,354千円）
収益的支出額	△38,000千円（補正後の額 2,374,099千円）

【議第15号】 令和5年度守山市介護保険特別会計補正予算（第4号）

<保険事業勘定>	
歳入歳出補正額	△8,883千円（補正後の額 5,970,103千円）
<サービス事業勘定>	
歳入歳出補正額	400千円（補正後の額 36,592千円）

【議第16号】 令和5年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 △2,386千円（補正後の額 1,041,093千円）

【議第17号】 守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） マイナンバーの利活用推進を目的にマイナンバー法が改正されることに伴い、行政機関等の情報連携に関する規定が改正されることから、当該規定を引用する条例について必要な改正を行おうとするもの

(1) マイナンバーの利用が法で認められている事務のうち、行政機関等の情報連携に関して、提供することができる情報等具体的な項目については省令に委任されることから、必要な改正を行う。

(2) その他字句修正

（施行期日） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

【議第18号】 守山市事務分掌条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 令和6年度組織機構の見直しに伴い、部の事務分掌について必要な改正を行おうとするもの

(1) こども家庭センターを新設することに伴い、こども家庭部の事務分掌に、母子保健に関する事務および妊産婦、子育て世帯および子どもへの一体的相談支援に関する事務を加える。

(2) 経済分野における今後の事業展開等を踏まえる中、所掌が広範囲に及ぶ都市経済部を建設部と都市経済部に分離し、より機動的な組織とする。

ア 建設部

都市基盤の整備に係る政策の企画立案、公園および緑地、国県事業の促進、道路、河川および都市排水、水防、住宅および建築、建築指導、開発調整に関すること。

イ 都市経済部

都市機能および経済対策に係る政策の企画立案、都市計画、市街地整備、公共交通、農業、林業および水産業、商業、工業および観光、労働対策に関すること。

（施行期日等）

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 守山市水防協議会条例の一部改正

守山市水防協議会の庶務を処理する部署を「都市経済部」から「建設部」に改める。

【議第19号】 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

(制定概要) 公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等、地方公共団体における運営の合理化を図る目的で地方自治法の一部が改正されたことに伴い、同法に規定する損害賠償に関する規定に条項ずれが生じたため、本市の条例について引用条項ずれの改正を行おうとするもの

次に掲げる条例の引用条項の改正を行う。

- (1) 守山市監査委員に関する条例
- (2) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- (3) 市長等の損害賠償責任の上限を定める条例
- (4) 守山市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例
- (5) 守山市病院事業の設置等に関する条例

(施行期日) 令和6年4月1日

【議第20号】 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案

(改正概要) 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

ア パートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、6月期および12月期の支給割合を一般職員と同じ1.025月分とする。

イ 勤勉手当の支給に伴い、期末手当の支給割合が一般職員と同様となるよう改正する。

区分	支給時期	改正前	改正後
期末手当	令和6年6月期以降	1.35月分	1.225月分(△0.125月分)

- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

フルタイムの会計年度任用職員についても、パートタイムの会計年度任用職員と同様に勤勉手当を支給する。

- (3) 守山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をしている会計年度任用職員についても、一般職員と同様に勤勉手当の支給対象となるよう規定を改める。

(施行期日) 令和6年4月1日

【議第21号】 守山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 県から示された本市の標準保険料率を踏まえ、県内の保険料統一まで安定的な国保運営を行うため、国民健康保険税率の改正を行おうとするもの

(1) 国民健康保険税の税率を次のように改める。

		現 行	改正後	参考(標準保険料率)
医療保険分	所得割	6.20%	6.57%	6.57%
	均等割	25,500円/人	29,086円/人	30,340円/人
	平等割	18,700円/世帯	20,670円/世帯	21,356円/世帯
後期高齢者 支援金分	所得割	2.50%	2.70%	2.70%
	均等割	11,100円/人	12,193円/人	12,193円/人
	平等割	8,000円/世帯	8,583円/世帯	8,583円/世帯
介護納付金 分	所得割	2.30%	2.35%	2.35%
	均等割	12,200円/人	12,720円/人	12,720円/人
	平等割	6,100円/世帯	6,330円/世帯	6,330円/世帯

※ 特定世帯、特定継続世帯および未就学児に対する減額措置については、上記の税率改正に合わせ、減ずる額を改正する。

(2) 均等割・平等割の軽減額（7割・5割・2割）を次のように改める。

			現 行	改正後
医療保険分	7割軽減	均等割	17,850円	20,361円
		平等割	13,090円	14,469円
	5割軽減	均等割	12,750円	14,543円
		平等割	9,350円	10,335円
	2割軽減	均等割	5,100円	5,818円
		平等割	3,740円	4,134円
後期高齢者 支援金分	7割軽減	均等割	7,770円	8,536円
		平等割	5,600円	6,009円
	5割軽減	均等割	5,550円	6,097円
		平等割	4,000円	4,292円
	2割軽減	均等割	2,220円	2,439円
		平等割	1,600円	1,717円
介護納付金分	7割軽減	均等割	8,540円	8,904円
		平等割	4,270円	4,431円
	5割軽減	均等割	6,100円	6,360円
		平等割	3,050円	3,165円
	2割軽減	均等割	2,440円	2,544円
		平等割	1,220円	1,266円

※ 特定世帯、特定継続世帯および未就学児に対する減額措置については、上記の税率

改正に合わせ、減ずる額を改正する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

令和5年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

【議第22号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、事前に認可を受けた既存不適格建築物については、大規模な修繕や模様替となる省エネ改修等が可能となることから、その審査に必要となる認定審査手数料を定めるために、必要な改正を行おうとするもの

(1) 接道義務および道路内建築制限の既存不適格建築物に係る大規模の修繕または大規模の模様替の許認可規定に対する認定審査手数料を1件あたり27,000円と定める。

(2) 法律名の改正に伴う字句の修正

(施行期日) 令和6年4月1日

【議第23号】 守山市育英奨学条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している大学生等に対する支援措置として令和2年度に創設した「緊急学資資金」について、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行するなど一定の収束がみられたことから、令和5年度をもって「緊急学資資金」を廃止するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 緊急学資資金に関する規定の削除

(2) その他字句の修正を行う。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の際現にこの条例による改正前の守山市育英奨学条例の規定に基づき緊急学資資金の貸与を受けている者および同学資の貸与の申請を受け付けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

【議第24号】 守山市教育支援センターの設置および管理に関する条例案

(制定概要) 子どもや家庭が抱える教育上の課題解決に向けた支援を行うとともに、子どもの社会的自立を目指すことを目的に、現行の教育研究所の教育相談、教育支援の機能を強化し、新たに不登校児童生徒や保護者対応の基幹センターとして、守山市教育支援センターを設置するために、必要な事項を定めようとするもの

(1) 名称および位置

ア 名称 守山市教育支援センター

イ 位置 守山市勝部三丁目9番1号

(2) 実施事業

ア 教育相談

イ 不登校対策をはじめとする児童生徒の教育支援

ウ 学校、福祉部局等関係機関との連携

エ その他教育委員会が必要と認めること。

(3) 利用の範囲

市内在住の教育上の課題解決に向けた支援の必要な子どもおよびその保護者

(4) 職員

所長および必要な職員を置く。

(5) 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 次の条例の一部を改正する。

ア 守山市生涯学習・教育支援センターの設置および管理に関する条例の題名を改めるとともに条例の一部を改正する。

イ 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部を改正する。

ウ 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する。

【議第25号】 守山市こども家庭センターの設置および管理に関する条例案

(制定概要) 児童福祉法の規定に基づき、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「守山市こども家庭センター」を新たに設置するため、必要な事項を定めようとするもの

(1) 名称および位置

ア 名称 守山市こども家庭センター

イ 位置 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 実施業務等

ア 児童福祉法に基づく業務

児童等の実情の把握、情報の提供、相談支援およびサポートプランの作成、関係機関との連絡調整、支援を行う者の確保、支援を円滑に行うための体制の整備、児童・家庭および妊産婦等への必要な支援

イ 母子保健法に基づく事業

妊産婦および乳幼児の健康保持・増進、実情の把握、妊娠・出産・育児に関する各種相談支援、保健指導、医療機関等の関係機関との連絡調整、サポートプランの作成、健康診査等の母子保健に関する事業

ウ その他市長が必要と認めた業務および事業

(3) 職員

センター長、統括支援員および必要な職員を置く。

(4) この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

(施行期日) 令和6年4月1日

【議第26号】 守山市介護保険条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期介護保険事業計画」の策定に伴い、介護保険料額等の改正を行おうとするもの

(1) 適用区分を13段階（現行11段階）とする。

第1号被保険者の区分	第8期所得段階	第9期所得段階
生活保護受給者 住民税非課税世帯に属し、老齢年金受給者 住民税非課税世帯に属し、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	第1段階	第1段階
住民税非課税世帯に属し、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の者	第2段階	第2段階
住民税非課税世帯に属し、課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超の者	第3段階	第3段階
世帯の誰かが住民税課税者、本人は住民税非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	第4段階	第4段階
世帯の誰かが住民税課税者、本人は住民税非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超の者	第5段階	第5段階
合計所得金額が125万円未満の住民税課税者	第6段階	第6段階
合計所得金額が125万円以上190万円未満の住民税課税者	第7段階	第7段階
合計所得金額が190万円以上290万円未満の住民税課税者	第8段階	第8段階
合計所得金額が290万円以上400万円未満の住民税課税者	第9段階	第9段階

合計所得金額が400万円以上500万円未満の住民税課税者	第10段階	第10段階
合計所得金額が500万円以上600万円未満の住民税課税者		第11段階
合計所得金額が600万円以上700万円未満の住民税課税者		第12段階
合計所得金額が700万円以上の住民税課税者	第11段階	第13段階

(2) 適用区分の段階別に保険料額を次のように定める。

第8期		第9期	
所得段階	保険料額（年額）	所得段階	保険料額（年額）
第1段階	21,240円（基準額×0.3）	第1段階	20,178円（基準額×0.285）
第2段階	35,400円（基準額×0.5）	第2段階	34,338円（基準額×0.485）
第3段階	49,560円（基準額×0.7）	第3段階	48,498円（基準額×0.685）
第4段階	63,720円（基準額×0.9）	第4段階	63,720円（基準額×0.9）
第5段階	70,800円（基準額×1.0）	第5段階	70,800円（基準額×1.0）
第6段階	84,960円（基準額×1.2）	第6段階	84,960円（基準額×1.2）
第7段階	92,040円（基準額×1.3）	第7段階	92,040円（基準額×1.3）
第8段階	106,200円（基準額×1.5）	第8段階	106,200円（基準額×1.5）
第9段階	120,360円（基準額×1.7）	第9段階	120,360円（基準額×1.7）
第10段階	127,440円（基準額×1.8）	第10段階	134,520円（基準額×1.9）
		第11段階	148,680円（基準額×2.1）
		第12段階	162,840円（基準額×2.3）
第11段階	134,520円（基準額×1.9）	第13段階	169,920円（基準額×2.4）

（施行期日等）

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

【議第27号】 守山市漁港管理条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 「漁港漁場整備法」の題名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正されることに伴い、引用条文の必要な改正を行おうとするもの

（施行期日） 令和6年4月1日

【議第28号】 守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、レインボーロード沿道第2地区地区計画を策定し、地区整備計画を定めることに伴い、当該地区整備計画で定めている建築物に関する制限について、その実効性を担保するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) レインボーロード沿道第2地区地区整備計画区域の建築物に関する規定を追加する。

ア 地区整備計画の名称

レインボーロード沿道第2地区地区整備計画

イ 用途の制限

都市計画法第18条の2に規定される都市計画に関する基本的な方針に適合すると市長が認めるもので、工場もしくは研究所または農林水産物の処理、貯蔵および集出荷に供する建築物といった建築できる建物以外を制限する。

ウ 建築物の容積率の最高限度

10分の20

エ 建築物の建ぺい率の最高限度

10分の6

オ 建築物の敷地面積の最低限度

5,000平方メートル

カ 壁面の位置の制限

建築物の外壁から敷地境界線までの距離については、1メートル以上とする。

ただし、第2-1号壁面線については、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は5メートル以上とする。

キ 高さの最高限度

12メートル

ク 既存の建築物等に対する制限の緩和の規定に当該区域を加える。

(施行期日) 公布の日

【議第29号】 守山市水道事業給水条例および守山市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 「水道法の一部を改正する法律」が施行され、水道法の所管が厚生労働省から国土交通省および環境省へ移管されることに伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 引用条文の改正

(2) その他字句修正

(施行期日) 令和6年4月1日

【議第30号】 市道の路線の認定および廃止につき議決を求めることについて

道路法第8条第2項および第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるもの

市道の路線の認定 1路線 路線の廃止 1路線

【諮問第1号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

すず き なお ふみ
鈴木直文 (播磨田町在住) 新任

任期 令和6年7月1日から(3年間)